淡路広域水道企業団情報公開審査会規則

平成 23 年 5 月 9 日 規 則 第 3 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、淡路広域水道企業団情報公開条例(平成13年淡路広域水道企業団条例第5号)に定めるもののほか、情報公開審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
 - (会議)
- 第2条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、 会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(初会議の招集)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第2条第1 項の規定にかかわらず、企業長が招集する。